

# 令和5年度 学校訪問実施要項

1	学校訪問指導の目的	・・・	P1
2	助言・指導等をする事項	・・・	P1
3	学校訪問指導の概要	・・・	P2
4	学校訪問指導の詳細	・・・	P4
5	訪問指導の申請について	・・・	P11
6	留意事項	・・・	P11
7	事務所担当者	・・・	P12

○別表1「令和5年度初任者、新規採用教職員の状況把握に係る訪問日」	・・・	P13
○別表2「令和5年度にこにこサポート事業実施校訪問日」	・・・	P14
○中途申請 様式	・・・	P15
○資料「『教育研究大会の指導助言者』の依頼方法等について」	・・・	P16

## 1 学校訪問指導の目的

学習指導要領，しまね教育魅力化ビジョン，しまね特別支援教育魅力化ビジョン，しまねの学力育成推進プラン，各市教育委員会の教育方針を踏まえた学校運営，教育課程，学習指導，その他学校教育に関する専門的事項の助言・指導等を行う。

## 2 助言・指導等をする事項

- (1) 学校運営の改善，評価等に関すること
- (2) 教育課程の編成・実施・評価，学習指導の工夫・改善・評価，教育研究の立案・実施・評価に関すること
- (3) 県教育委員会の指導方針等の周知に関すること
- (4) 学校における教育上の課題や実態把握に関すること
- (5) 学校教育その他，教育問題にかかわる情報の交換に関すること
- (6) その他，義務教育全般の充実・発展に関すること

### 3 学校訪問指導の概要

○松江教育事務所では、次の4種類の学校訪問指導を実施します。

(3ページも参考にしてください。)

種類		概要	掲載ページ
希望	I	<u>学校の希望による学校訪問指導</u>	4～7
(該当校)	II	<u>初任者研修等の対象者, 特別支援学級・通級指導教室新任担当者等が在籍する全ての学校において実施する学校訪問指導</u>	7～9
悉皆	III	<u>県事業実施校訪問</u>	9, 10
希望	IV	<u>特別支援教育支援専任教員による学校支援に係る訪問</u>	10

I 学校の希望による学校訪問指導 <span style="float: right;">【希望】</span>			
記号	種類	訪問指導の内容等	調査票
A	A① 継続型	年間を通して複数回訪問し、継続的に助言・指導	○
	A② 研究推進型	研究授業・研究協議または校内研修の助言・指導	○
	A③ 授業力向上型	概ね経験5年目までの教諭・講師を対象に、研究授業・研究協議、個別の助言・指導	○
	A④ 支援・相談型	学校の課題や要望に対応した支援・相談	○
B	経験者研修に係る訪問指導	各研修実施要項に基づき研修について助言・指導	○
C	養護教諭、栄養教諭、事務職員の職務に係る相談・助言、または研修に係る訪問指導		○
D	幼小接続に係る訪問指導		○
E	生徒指導に係る内容についての研修、または助言・指導に係る訪問指導		○
F	特別支援教育に係る内容についての研修、または助言・指導に係る訪問指導		○

II 対象者が在籍する全ての学校において実施する学校訪問指導 <span style="float: right;">【悉皆】</span>				
記号	対象者	訪問指導の内容等	時期	調査票
G	初任者（教諭），新規採用教職員（養護教諭，栄養教諭，事務職員）	状況把握	5月，6月	○
H	初任者（教諭）	研究授業，研究協議，面談 等	9月～2月	○
I	新規採用教職員（養護教諭，栄養教諭，事務職員）	研修実施状況等の把握	7月～12月	—
J	特別支援学級新任担当者	研究授業，研究協議，面談 等	5月～12月	○
K	通級指導教室新任担当者	状況把握	5月～12月	○
L	新設通級指導教室担当者	状況把握	5月～12月	○

※「初任者」とは「初任者研修」の対象者（教諭）、「新規採用教職員」とは「新規採用養護教諭研修」、「新規採用栄養教諭研修」、「新規採用事務職員研修」（以下、「新規採用教職員研修」）の対象者を表します。

III 県事業実施校訪問 <span style="float: right;">【悉皆】</span>			
記号	対象校	訪問指導の内容等	調査票
M	生徒指導に係る県事業（不登校等対応体制事業，中学校クラスサポート事業，学びいきいきサポート事業）実施校	学校からの説明 等	—
N	にこにこサポート事業実施校	説明，面接 等	—

IV 特別支援教育支援専任教員による学校支援に係る訪問 <span style="float: right;">【希望】</span>		
記号	訪問指導の内容等	調査票
O	特別支援教育に関する内容について相談・支援	—

※ 「調査票」欄の記号について 「○」:「調査票」への回答が必要な訪問 「—」:「調査票」への回答が不要な訪問  
（「調査票」については、11 ページをご覧ください。）

## 4 学校訪問指導の詳細

### I 学校の希望による学校訪問指導

A ②, ③, ④についても複数回実施したり, A ①, ②, ③, ④を組み合わせて実施したりすることもできる。

A① 継続型訪問指導	
時 期	5月～2月
対 象	希望する学校
内 容	○年間を通して複数回(5～10回程度)訪問。継続的な助言・指導 【例】◇学校の学力向上 PDCA サイクル構築に係る助言・指導 ◇研究計画, 単元構想, 指導案作成に係る助言・指導 ◇研究指定校, 教育研究大会会場校への助言・指導
留意事項	○研究授業をする場合, 学習指導案の提出や研究協議の持ち方については学校に一任する。
A② 研究推進型訪問指導	
時 期	5月～2月
対 象	希望する学校
内 容	○研究授業と研究協議, または校内研修に係る助言・指導
留意事項	○校内で検討した学習指導案(細案)を実施日一週間前までに提出する。 ○研究協議の持ち方については学校に一任する。 ○研究授業の事前相談の訪問を希望する場合は, 調査票の「訪問指導に係る希望等」の欄に「事前相談希望」と明記する。授業づくりの相談のみの場合は, G④「支援・相談型訪問指導」で申請する。 ○年度中途の申請により実施することもできる。 ※教育研究団体(市教研各部会, 事務職研など)からの申請にも, 年度中途の申請により対応する。(「5 訪問指導の申請について」を参照のこと(11 ページ))
A③ 授業力向上型訪問指導	
時 期	5月～2月
対 象	比較的経験の浅い教諭(概ね経験5年目まで), または講師がいる学校で希望する学校
内 容	○授業力向上に係る助言・指導

	<p>○研究授業及び研究協議の実施</p> <p>○対象者へ個別の助言・指導</p>
留意事項	<p>○校内で検討した学習指導案(細案)を実施日一週間前までに提出する。</p> <p>○研究協議の持ち方については学校に一任する。</p> <p>○研究授業の事前相談の訪問を希望する場合は、調査票の「訪問指導に係る希望等」の欄に「事前相談希望」と明記する。授業づくりの相談のみの場合は、A④「支援・相談型」で申請する。</p> <p>○年度中途の申請により実施することもできる。</p>
<b>A④ 支援・相談型訪問指導</b>	
時 期	5月～2月
対 象	希望する学校
内 容	<p>○A①, ②, ③に該当しない, 学校の課題に対応した支援・相談を実施する。</p> <p><b>【例】</b>◇研究の進め方に関する相談 (研究主任や研究部への個別の助言・指導等)</p> <p>◇授業づくりに関する支援, 相談 (授業づくりについて, 個人, 学年部, 教科部等との事前相談)</p> <p>◇複数学級の授業を参観して管理職等への助言・指導 他</p>
留意事項	<p>○教科の指定がある場合や同様の内容で予め複数回の訪問希望がある場合は、調査票の「訪問指導に係る希望等」の欄にその旨を記入する。</p> <p>○研究授業及び研究協議での助言・指導を必要とする場合, または校内研修を実施する場合は, A②または③で申請する。</p> <p>○年度中途の申請により実施することもできる。</p>
<b>B 経験者研修に係る訪問指導</b>	
時 期	5月～2月
対 象	教職経験6年目研修対象者(教諭, 養護教諭, 栄養教諭), 中堅教諭等資質向上研修対象者(教諭, 養護教諭, 栄養教諭)について訪問指導を希望する学校
内 容	○「教職経験6年目研修実施要項」, 「中堅教諭等資質向上研修実施要項」(島根県教育委員会)に基づき, 主として,

	<p>【教諭】「OJT 研修」に関することについて、  【養護教諭, 栄養教諭】「課題研究」, 「授業研究」, 「ミドル・リーダーとしての取組」(中堅研修のみ)に関することについて、助言・指導を行う。</p>
留意事項	<p>○研究授業をする場合は、校内で検討した学習指導案(細案)を実施日一週間前までに提出する。</p> <p>○年度中途の申請により実施することもできる。</p> <p>○希望する教科等により、島根県教育センターや教育庁各課等の指導主事が訪問する場合がある。</p>
<b>C 職務に係る相談・助言, または研修に係る訪問指導</b>	
時 期	5月～2月
対 象	養護教諭・養護助教諭, 栄養教諭・学校栄養士, 事務職員の研修・職務に係る訪問を希望する学校等
内 容	○職務等に係る相談・助言, 研修
留意事項	<p>○T2として研究授業をする場合は、調査票のA②またはA③の欄に記入する。</p> <p>○年度中途の申請については、松江教育事務所に予め電話で相談する。事務所担当者が島根県教育センターや保健体育課等と調整し確定した後、学校から中途申請書を提出する。</p> <p>※学校栄養士の職務に関して、相談・助言を希望する場合は、所属の調理場長から保健体育課へ直接申請する。</p>
<b>D 幼小接続に係る訪問指導</b>	
時 期	5月～2月
対 象	希望する小学校, 義務教育学校
内 容	<p>1 スタートカリキュラム作成等に係る校内研修の支援</p> <p>2 幼小交流活動に係る助言・指導</p>
留意事項	<p>○教育事務所担当者が教育指導課幼児教育スタッフに連絡し、訪問期日を調整する。教育事務所の指導主事が同行する場合もある。</p> <p>○各学校, 基本的には年1回の申請とする。年度中途の申請により実施することもできる。</p> <p>○内容2については、校内で検討した学習指導案(細案)を実施日一週間前までに提出する。</p>

E 生徒指導に関する内容についての研修，または助言・指導に係る訪問指導	
時 期	5月～2月
対 象	希望する学校
内 容	○生徒指導の視点を生かした授業づくり・学級経営に関する内容について研修，または助言・指導
留意事項	○年度中途の申請により実施することもできる。 ○他の訪問指導と兼ねて実施することもできる。
F 特別支援教育に関する内容についての研修，または助言・指導に係る訪問指導	
時 期	5月～2月
対 象	希望する学校
内 容	○特別支援教育に関する内容について研修，または助言・指導
留意事項	○年度中途の申請により実施することもできる。

## II 次の対象者が在籍する全ての学校において実施する学校訪問指導

G 初任者，新規採用教職員の状況把握に係る訪問	
時 期	5月～6月
対 象	初任者，新規採用教職員の配置校（「初任者」，「新規採用教職員」については，3ページを参照のこと）
内 容	○初任者，新規採用教職員との面談と管理職・指導教員との面談（複数配置校については，担当者も複数訪問する。）
留意事項	○松江教育事務所が主管する。 ○訪問期日については，13 ページに示す <b>別表 1「令和5年度 初任者，新規採用教職員の状況把握に係る訪問日」</b> で確認し， <u>期日の変更を希望する場合は，4月10日(月)までに連絡すること。</u> ○具体的な訪問時間等については，調査票の該当欄に，自校の都合に合わせて希望する時間を記入する。

	<p><b>【時間設定について】 本人との面談(30分)＋管理職・指導教員との面談(初任者等1名あたり15分ずつ)</b></p> <p>(訪問に必要な時間は、初任者等が1名なら計45分、2名なら計60分、3名なら計75分となる。)</p> <p>○訪問担当者については、日時が確定した後、別途通知(4月下旬頃)する。</p> <p>○この訪問を、初任者研修の「校内における研修」(一般研修)とすることができる。</p>
<b>H 初任者の研究授業等に係る訪問指導</b>	
時 期	9月～2月
対 象	初任者の配置校
内 容	○「令和5年度島根県新任教職員研修実施要項」,「初任者研修指導教員の手引」(島根県教育委員会)に基づき、初任者との面談及び管理職等との面談、並びに研究授業及び研究協議における助言・指導
留意事項	○校内で検討した学習指導案(細案)を実施日一週間前までに提出する。 ○研究授業と研究協議は、全教職員の参加を原則とする。
<b>I 新規採用教職員研修に係る訪問指導</b>	
時 期	7月～12月
対 象	新規採用教職員の配置校
内 容	○「令和5年度 島根県新任教職員研修実施要項」(島根県教育委員会)に基づき実施する。
留意事項	○島根県教育センターと保健体育課が日程調整等を行い、別途通知する。
<b>J 特別支援学級新任担当者対象訪問指導</b>	
時 期	5月～12月
対 象	特別支援学級新任担当者所属校
内 容	○研究授業(原則として、「自立活動」または「各教科等を合わせた指導」と協議) ○新任担当者へ個別の助言・指導
留意事項	○研究協議は、管理職、他の特別支援学級担当者を中心に行うこととするが、できるだけ多くの教職員の参加について配慮をお願いする。 ○校内で検討した学習指導案(細案)を実施日一週間前までに提出する。

K 通級指導教室新任担当者対象訪問指導	
時 期	5月～12月
対 象	通級指導教室新任担当者所属校
内 容	○管理職と新任担当者による通級指導教室の運営状況についての説明。 ○新任担当者へ個別の助言・指導
留意事項	○Lの訪問指導と兼ねて実施することができる。
L 新設通級指導教室担当者対象訪問指導	
時 期	5月～12月
対 象	通級指導教室新設校
内 容	○管理職及び担当者による通級指導教室の運営状況についての説明 ○担当者へ個別の助言・指導
留意事項	○Kの訪問指導と兼ねて実施することができる。

### Ⅲ 県事業実施校訪問

M 生徒指導に係る県事業実施校訪問	
時 期	5月～2月
対 象	生徒指導に係る県事業(不登校等対応体制充実事業, 中学校クラスサポート事業, 学びいきいきサポート事業)実施校
内 容	○管理職等から事業の実施状況についての説明, 助言・指導 ○詳細は, 各事業の実施要項に基づいた, 学校訪問についての依頼文書(別途送付)の内容に沿って実施する。
留意事項	○「不登校等対応体制充実事業」「中学校クラスサポート事業」については, 教育指導課子ども安全支援室が主管し, 日程調整等を行い, 別途通知する。 ○「学びいきいきサポート事業」については, 学校企画課が主管し, 松江教育事務所が日程調整等を行い, 別途通知する。

N にここサポート事業実施校訪問	
時 期	5月～9月
対 象	にここサポート事業実施校 ※小・中学校, 義務教育学校の多人数特別支援学級に係る配置の場合を含む。
内 容	○管理職及び特別支援教育コーディネーター(多人数特別支援学級の場合は学級担任)から非常勤講師の活用の状況等についての説明(20～30分程度) ○非常勤講師が支援する授業の参観(「取り出し」の指導, 「T・T」の授業のうち, いずれか一つを選択する), または非常勤講師との面談(20～30分程度)
留意事項	○学習指導案の提出は求めない。 ○訪問期日については, 14 ページに示す別表2「令和5年度 にここサポート事業実施校訪問日」で確認し, 期日の変更を希望する場合は, 学校から4月10日(月)までに連絡すること。

#### IV 特別支援教育支援専任教員による学校支援に係る訪問

○ 特別支援教育に関する内容についての相談・支援に係る訪問	
時 期	随時
対 象	希望する学校
内 容	○特別支援教育に関する内容についての相談・支援
留意事項	○電話で相談を受け付け, 可能な限り迅速に対応する。 特別支援教育支援専任教員直通ダイヤル 0852-32-5791

## 5 訪問指導の申請について

### (1) 年度当初の手続きについて

- 「令和5年度 学校訪問指導希望調査票」について該当項目を全て入力してください。分校の場合は、本校とは別に入力し提出してください。(回答期限 4月20日(木)17時)

※「調査票」のURLやQRコードは、令和5年3月28日付け 島教松第1038号によりご確認ください。

### (2) 訪問決定の手順について

- 原則として、訪問する指導主事については教育事務所が決定します。内容等によっては、島根県教育庁各課、島根県教育センター指導主事が訪問する場合があります。
- 教育事務所から学校へ日程調整の連絡をした上で、期日を決定し、5月中に通知します。これ以前に訪問指導を希望する場合は、(3)に示す年度中途の申請で行ってください。
- できるだけ学校の希望に添うように調整を図りますが、日程等の都合により希望に添えない場合があります。

### (3) 年度中途における訪問申請について

- 年度中途で訪問指導の必要が生じた場合には、事前に松江教育事務所に連絡し、期日や内容、派遣する指導主事等について相談してください。松江教育事務所以外の県の指導主事の派遣を希望する場合も同様とします。
- 相談・確認後、15 ページの【**中途申請 様式**】を使って作成し、**電子データを市教育委員会へ提出してください。**紙媒体の提出は不要です。  
※様式は、松江教育事務所ホームページからダウンロードすることができます。

## 6 留意事項

- 研究大会への指導助言者の申請は、16・17 ページの【資料】『**教育研究大会の指導助言者の依頼方法等について**』をご覧ください。
- 簡単な日程（開始時刻・終了時刻等）については、学校から訪問する指導主事に訪問日の**2週間前までに連絡してください。**詳細な日程（助言・指導の時間等）や学習指導案等、訪問指導に関する提出資料については、実施日の**1週間前までに送付してください。**（できるだけ電子メールをご利用ください。 e-mail:matsuekyoiku-gakkyou@pref.shimane.lg.jp ）
- 指導案作成等について、事前に助言・指導を受けることもできます。必要な場合は、年度当初の調査票で予め申請するか、中途申請により手続きをしてください。当事務所に来所の場合はこの限りではありません。

## 7 事務所担当者

学力育成	
秦 美沙江	国語
植田 道	社会
山崎 敦史	算数・数学
宮崎 次光	理科・生活
丹羽 隆（松江市派遣）	国語
宮廻 繁（安来市派遣）	社会・生活
生徒指導	
桐山 直子	
名目良美穂（松江市派遣）	
村上 陽輔（安来市派遣）	
特別支援教育	
池田 文昭	
梅田 英樹（松江市派遣）	
吾郷 綾子（安来市派遣）	
特別支援教育支援専任教員	
城市 則子	

※他の教科等については松江教育事務所のほか、教育センター等の指導主事で担当します。

別表1

## 令和5年度 初任者、新規採用教職員の状況把握に係る訪問日

学校名		訪問日時	配置数			
			教諭	養護教諭	事務職員	
義務教育学校	松江市	八束学園	5月18日 午前	1		
		玉湯学園	5月25日 午後	3		
小学校	松江市	母衣小学校	6月13日 午後	2		
		城北小学校	6月7日 午後	2		
		内中原小学校	6月28日 午後	2		
		中央小学校	6月21日 午前	1		
		雑賀小学校	6月28日 午前	1		
		津田小学校	6月30日 午後	2		
		古志原小学校	6月9日 午前	2		
		川津小学校	6月27日 午後	2	1	
		朝酌小学校	6月19日 午後	1		
		法吉小学校	6月8日 午後	2		
		竹矢小学校	6月29日 午後	1	1	
		乃木小学校	5月16日 午後	2		
		忌部小学校	6月22日 午後	1		
		大庭小学校	5月26日 午後	2		
		生馬小学校	5月30日 午前	1		
		持田小学校	5月31日 午前	1		
		古江小学校	6月9日 午後	2		
		本庄小学校	6月13日 午前	1		1
		秋鹿小学校	5月25日 午前	1		
		恵曇小学校	5月26日 午前	1		
		佐太小学校	6月22日 午後	1		
		鹿島東小学校	6月2日 午前	1		
		八雲小学校	6月27日 午前	1		
		宍道小学校	5月19日 午前	1		
		来待小学校	5月31日 午後	1		
		出雲郷小学校	6月8日 午前	2		
		揖屋小学校	5月31日 午前	1		
		意東小学校	6月20日 午後	1		
	安来市	十神小学校	6月23日 午後	2		
		島田小学校	5月23日 午前	1		
		南小学校	6月29日 午後	1		
		赤江小学校	5月29日 午後	1		
		安田小学校	6月7日 午前	1		
		赤屋小学校	6月6日 午後			1
		第一中学校	6月1日 午後	3		
	中学校	松江市	第二中学校	5月24日 午後	2	
第三中学校			5月17日 午後	2		
第四中学校			5月19日 午後	3		
湖南中学校			6月2日 午後	2		
湖東中学校			6月20日 午前	1		
本庄中学校			6月20日 午後	1	1	
湖北中学校			5月19日 午前	1		
鹿島中学校			5月23日 午後	1		
島根中学校			6月1日 午前	1		
八雲中学校			5月24日 午前	1		
宍道中学校			5月17日 午前	1		
東出雲中学校			6月22日 午前	2		
安来市			第一中学校	6月21日 午後	2	1
		第三中学校	5月23日 午後	2		
		広瀬中学校	6月2日 午前	1		
合計				75	4	2

## 別表2

## 令和5年度 にこにこサポート事業実施校訪問日

学 校 名	通常の学級	特別支援学級	訪 問 日 時	
松 江	玉湯学園	○	○自閉症・情緒 5月11日(木) 9:00~10:10	
	母衣小学校	○	○自閉症・情緒 5月30日(火) 9:00~10:10	
	城北小学校	○	○自閉症・情緒	5月18日(木) 9:00~10:45
			○知的	
	内中原小学校	○	○自閉症・情緒	7月 7日(金) 9:00~10:45
			○自閉症・情緒	
	中央小学校	○	○自閉症・情緒	5月24日(水) 9:00~10:10
	雑賀小学校	○		5月24日(水) 10:30~11:10
	津田小学校	○	○自閉症・情緒	5月19日(金) 9:00~10:45
			○知的	
	古志原小学校	○	○自閉症・情緒	6月22日(木) 9:00~10:10
	川津小学校	○	○自閉症・情緒	5月31日(水) 9:00~10:10
	朝酌小学校	○		5月31日(水) 10:40~11:20
	法吉小学校	○	○自閉症・情緒	7月12日(水) 9:00~10:10
	竹矢小学校	○	○自閉症・情緒	7月 6日(木) 9:00~10:10
	乃木小学校	○	○自閉症・情緒	5月23日(火) 9:00~10:10
	大庭小学校	○	○知的	6月 9日(金) 9:00~10:10
	持田小学校	○		6月13日(火) 9:00~ 9:40
	古江小学校	○		7月12日(水) 10:30~11:10
	島根小学校	○	○自閉症・情緒	6月14日(水) 10:00~11:10
	美保関小学校	○		6月13日(火) 10:10~10:50
	八雲小学校	○		6月9日(金) 10:30~11:10
	宍道小学校	○		5月11日(木) 10:40~11:20
出雲郷小学校	○		7月 6日(木) 10:30~11:10	
揖屋小学校	○		6月15日(木) 9:00~ 9:40	
意東小学校	○		6月15日(木) 10:00~10:40	
安 来	十神小学校	○	7月 4日(火) 9:00~ 9:40	
	社日小学校	○	6月30日(金) 9:00~ 9:40	
	島田小学校	○	7月 4日(火) 10:10~10:50	
	荒島小学校	○	6月 6日(火) 9:00~ 9:40	
	赤江小学校	○	6月30日(金) 10:10~10:50	
	広瀬小学校	○	6月 6日(火) 10:10~10:50	
	安田小学校	○	9月 1日(金) 9:00~ 9:40	
松 江	第一中学校	○自閉症・情緒	9月 5日(火) 9:00~10:10	
		○知的		
	第二中学校	○自閉症・情緒	5月17日(水) 9:00~10:10	
		○知的		
第四中学校	○知的	6月22日(木) 10:30~11:40		
	○知的			
東出雲中学校		○知的	9月 1日(金) 10:20~11:00	

○訪問日の変更については、4月10日(月)までに連絡してください。

○詳細な時間設定については、訪問日の2週間前までに教育事務所担当から訪問校に連絡し、学校と相談のうえ時間設定を行います。(連絡先:特別支援教育担当指導主事 池田まで)

【中途申請 様式】

例) 松江教育事務所長  
島根県教育庁保健体育課長  
島根県教育センター所長  
など

〇〇〇第〇〇号  
令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇(所属長名)様

〇〇〇〇〇学校  
校長 〇〇〇〇

公印不要

〇〇市教育研究会〇〇部会  
顧問 〇〇学校

校長 〇〇〇〇

学校訪問指導について(申請)

教育研究団体の場合は、  
会場校の校長と連名で

このことについて、下記のとおり指導主事の派遣を申請します。

記

1 派遣指導主事名

〇〇〇〇指導主事

2 期 日

令和〇年〇〇月〇〇日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

3 派遣場所

〇〇〇学校

4 内容等

- ・希望する教科等、指導内容
- ・指導力向上型や経験研の訪問指導の場合は、対象者の氏名と経験年数
- ・市教研部会等の研修会の場合は研修会名
- ・研修や研究協議の参加人数 等

5 その他

必要がなければ「特になし」とする

- ・授業内容について事前指導を希望する場合は記入
- ・教育団体等で、代表者と連絡先が異なる場合は記入
- ・他校等からの参加者がある 等

- ◆本様式は松江教育事務所ホームページからダウンロードできる。
- ◆提出の際は**ピンクの囲み部分は全て削除**する。
- ◆学校、各種教育研究団体(市教研部会等)いずれの場合も**本データを市教育委員会に提出**する。(紙媒体の提出は不要)

【学校、各種教育団体⇒市教育委員会⇒松江教育事務所】

## 【資料】

### 「教育研究大会の指導助言者」の依頼方法等について

松江教育事務所

#### 1 要点

- 県教育庁各課，教育センター，教育事務所の指導主事に指導助言を依頼したいときは，大会事務局を置く学校が，その学校を所管する教育事務所の学校教育スタッフ企画幹に相談する。
- 指導助言者が決定した後の手続きは，大会事務局校が指導助言者と直接行う。
- 教育研究大会当日までの事前指導等を依頼したい場合，授業等の実施校がその学校を所管する市教育委員会を経由し，松江教育事務所を通して申請する。（【中途申請 様式】を用いる。）

#### 2 研究大会当日の指導助言者の依頼の手順

- (1) 事務局校は，管理職を通してその事務局校を所管する教育事務所の学校教育スタッフ企画幹に連絡・相談する。その際，旅費や業務内容等の詳細について知らせる。
- (2) 事務局校は，連絡・相談した企画幹から，指導助言者の案について回答を受ける。受けた回答に理解できないときには，再度企画幹と協議する。
- (3) 事務局校は，当該の指導助言者に，詳細について連絡する。
  - ・大会当日の旅費や事前指導の有無等について伝える。
  - ・大会当日の依頼文書等の様式の確認を行う。（県では統一した様式を定めていない。）
- (4) 事務局校は，派遣依頼文書等を当該の指導助言者の所属長及び指導助言者本人に発出する。

#### 3 研究大会当日までの事前指導等の手順

上記2で依頼した指導助言者に，研究大会当日までの事前指導を依頼する場合

- (1) 松江教育事務所に所属する指導主事の場合
  - ・年度当初は「授業改善推進に係る訪問指導」のいずれかで依頼する。
  - ・中途申請もできる。その場合，授業等を実施する学校の校長がその学校を所管する市教育委員会を経由し，松江教育事務所長に申請を行う。
- (2) 松江教育事務所に所属しない指導主事の場合
  - ・年度当初は「授業改善推進に係る訪問指導」のいずれかで依頼する。
  - ・中途申請もできる。その場合，授業等を実施する学校の校長がその学校を所管する市教育委員会を経由し，松江教育事務所長を通して当該所属長に申請を行う。

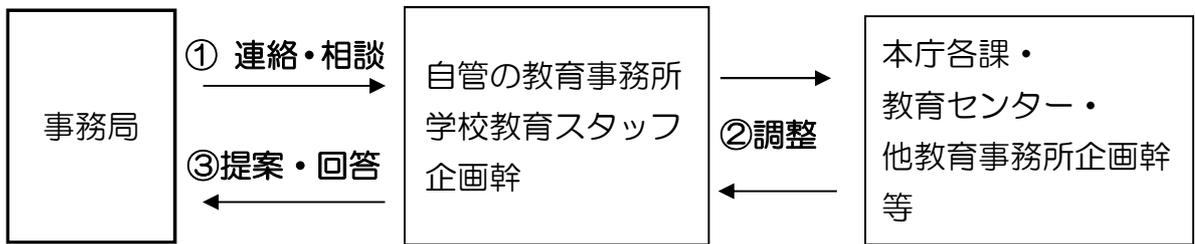
※中途申請の様式は，松江教育事務所ホームページよりダウンロードできる。

#### 4 その他

- 対象となる指導主事には，市町村派遣指導主事を含む。（市町村教育委員会の指導主事や学校関係者等は対象ではない。）

【図】「教育研究大会の指導助言者」依頼の手順について

【決定まで】



【決定後】

